

富山市教育委員会 1 2 月定例会 資料

令和5年12月市議会定例会 一般質問の概要

- 1 会 期 令和5年11月30日（木）～12月20日（水）
 ※一般質問…… 12月5日、6日、8日、11日
- 2 概 要 4日間の一般質問において8人の議員から質問があった。質問者、答弁の概要は次のとおり。

（1）こども家庭庁が進める「こどもまんなか社会」の実現に向けた本市の対応について

①富山市議会自由民主党 横野 昭 議員（12月5日）

（問）市長と中学生の意見交換会では、中学生からどのような意見があったのか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）市教育委員会では、本年8月に、

- ・若い感性で未来の本市の方向性について考える
- ・市の組織や市政についての理解を深め、行政や政治とどのように関わっていくのかを考え、社会参画の醸成とキャリア教育の一助とする

という趣旨で、各中学校からの代表生徒25名と市長による意見交換会を開催いたしました。

この意見交換会では、参加した生徒からは若者が無料で学習できる場所やレジャー施設等の環境を整備し、まちを活性化してほしいという中学生らしい率直な思いを反映した意見のほか、

- ・富山市まちなか総合ケアセンターのような施設を増設することで、子育て世代がより安心して生活できる環境を整えてほしい
- ・車を所有していなくても、公共交通機関等を利用して移動できる住みやすいまちづくりをしてほしい
- ・農村部を含む地域で過疎化や少子高齢化が進んでいるため、SNS等を通して富山の魅力を県外に発信し、興味をもってもらい取組みに関わってみたい
- ・民謡等の伝統文化を次世代に伝承し、未来へつなげたい

など、本市の市政に関心をもち、住みよい将来を期待する要望や居住する地域のまちづくりに自ら参画していこうとする頼もしい意見もあったところでもあります。

（2）北部中学校のいじめ事案について

①自由民主党 久保 大憲 議員（12月5日）

（問）第三者委員会の調査報告書には、法や基本方針に沿った対応が不十分であったことが複数項目で指摘されている。中には以前に議会で指摘した内容も含まれていることについて教育長の見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）いじめ問題への対応につきましては、これまでも定例校園長会等で各学校に対し法令の遵守について繰り返し指導し、逸脱した場合は懲戒処分になる可能性もあることに触れながら再三にわたり注意喚起を行ってきたにもかかわらず、調査組織から「学校いじめ対策組織への報告がなされていない」など、法令やいじめ防止等のための基本的な方

針等に沿った対応になっていなかったとのご指摘を受けたことは誠に遺憾であります。

市教育委員会といたしましては、調査組織からご指摘いただいた内容を大変重く受け止めており、いじめの認知及びその対応に不備があったことや学校及び教育委員会の対応が組織的な対応ではなかったことについては誠に申し訳なく思っており、調査組織からの提言を基に検討いたしました再発防止策について組織を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

(問) 学校等が法令等を遵守していれば自殺を防ぐことができた可能性について教育長の見解を問う。

<学校教育課：教育長答弁>

(答) 組織的な対応や専門家からの助言等、法令等を遵守していれば別の対応ができたかもしれないませんが、この事案における痛ましい結果を防ぐことができたかどうかについては推測となりますので、言及は差し控えさせていただきます。

(問) 学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことやいじめの通報を受けても調査しないこと、法第23条の調査結果を市教育委員会に報告しないこと、重大事態の要件を満たしているにもかかわらず対応を怠ること、被害児童生徒や保護者に対して調査方法やスケジュールについて適切な情報提供を怠ることは非違行為であると考えが見解を問う。

<学校教育課：教育長答弁>

(答) 今ほど議員からご説明のあった事例につきましては、一般的には非違行為にあたるものと考えております。

(問) 法令違反は懲戒処分の対象であり、指針等の違反も内容によっては富山県教育委員会が定める「教職員の懲戒処分の指針」の標準例にある、一般服務関係の「不適切な事務処理」や監督責任関係の「指導監督不適正」や「非行の隠ぺい、黙認」に該当する可能性があることから県教育委員会に報告すべき事案と考えるが、平成31年4月から本年9月末までの間でいじめの重大事態の調査において、市教育委員会、学校、教職員におけるいじめ防止対策推進法に違反する行為について県教育委員会に1件も報告がないことについて見解を問う。

<学校教育課：教育長答弁>

(答) 平成31年4月から本年9月末までの間で重大事態に該当する可能性があるものについて、4件の報告の遅れがありました。

遅れた理由としましては、いじめとしての対応は行っていたものの重大事態の定義についての理解不足から当該事案が重大事態に該当するとの認識に至らなかったことや、疑いの状態であっても、法令上、重大事態としての報告が必要であるとの認識が不十分であったことが原因であります。

一方で学校においては、いじめを認知した上で事実関係の調査、被害者のケア、加害者への指導等の必要な対応を行ってきていることから、処分量定の判定にあたり事務の遅れや誤りは認められるものの懲戒処分相当までには当たらないと考え、県教育委員会への報告の必要はないものと判断した次第です。

(問) 議会で何度も非違行為について指摘し、そのことは報道もされたが、県教育委員会から非違行為の有無についての問い合わせや照会はあったのか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) いじめへの対応にかかる非違行為について、富山県教育委員会から問い合わせや照会は、これまでのところございません。

(問) 懲戒処分は単なる処罰ではなく、組織秩序の維持や法令遵守の意識向上により重大な事故等を未然に防ぐ目的もある。県教育委員会に報告しなかったことで市教育委員会や学校現場で法令遵守の意識が定着せず、そのしわ寄せが全ていじめの被害児童生徒に來ていることについて教育長の見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) これまでいじめの定義等、法令の理解において学校間、教員間で差があり、いじめの認知や組織的な対応に課題があったことにつきましては大変重く受け止めております。

法令遵守の意識が徹底されず、いじめを受けた児童生徒がより辛い思いをするような事態は決してあってはならないことであり、いじめの被害児童生徒及び保護者に対し大変申し訳なく思っております。

法令を守ることは当然のことであり、法令違反がある場合には懲戒処分となる可能性もあることなど、法令遵守の重要性をこれまでも校園長会等の機会をとらえて再三繰り返し指導してきたところであります。

また、10月2日付けの通知で学校に対しいじめの定義を正しく理解すること、特定の教職員が問題を抱え込まず学校が組織的に対応すること、対応に係る記録の蓄積と対応の報告をすることについて教職員への指導の徹底を改めて指示したところです。

さらに、市内全幼稚園長、小・中学校長に対して北部中学校の事案にかかる調査報告書の要旨について説明し、中学校の対応に係る問題点や再発防止等について周知するとともに、いじめの認定や重大事態への対処等を正しく理解するための研修資料を提供した上で今学期中に全ての小・中学校において速やかに校内研修を行うよう指示したところであります。

市教育委員会といたしましては、重大な過失等が指摘された場合は懲戒処分を受けることを教職員が理解した上でいじめの対応にあたる必要があると考えており、これまで以上にいじめの早期発見、即時対応、未然防止に学校と市教育委員会とが連携しながら、組織を挙げて取り組んでまいります。

(問) 国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」や「富山市いじめ防止基本方針」には学校の対応を分析することが明記してある。開示請求したところ、北部中学校の事案以外は分析に関する公文書は1枚も存在しないことが判明した。分析も共有もしていないことについて教育長の見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 国のガイドラインと富山市いじめ防止基本方針には、調査実施に当たっての留意事項として「調査においては法13条に基づく対応は適切に行われていたか、学校いじめ対策組織の役割は果たされていたか、学校のいじめ防止プログラムや早期発見・事案対処のマニュアルはどのような内容で、適切に運用され機能していたかなどについて、分析

を行うこと」と示されております。

各学校においては、いじめの重大事態が発生した際、対応を進めながら随時校内いじめ対策委員会を開催し、その都度、学校の指導・支援に対する関係児童生徒やその保護者からの反応等に応じて次の段階の指導・支援について検討したり、状況に応じて市教育委員会の指導主事や臨床心理士、児童相談所、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を交えてケース会議を開催し、多角的な視点からの助言や協力を得た対策を講じるなど、現に発生している事態に対して適宜分析と共有を繰り返しながら対応を進めているところであります。

②立憲民主市民の会 村石 篤 議員（12月6日）

（問）調査報告書をホームページで公開しない理由を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

（答）市教育委員会では、説明責任と再発防止の観点から、調査組織が作成した調査報告書について富山市情報公開条例に基づいて特定の個人を識別することができる情報や個人の権利利益を害するおそれのある情報など、公にすることができない部分を整理した8ページにわたる調査報告書の「要旨」を作成し、令和6年3月28日までを期限として本市のホームページで公開しております。

この要旨の内容は、調査報告書に対する公文書公開請求があった場合に公開できる情報と同等の内容としているため、約150ページにも及ぶ調査報告書をホームページで公開することは考えておりません。

（問）個人名をアルファベットに置き換えて、調査報告書に記載された内容を全て公開すべきと考えるが見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

（答）富山市情報公開条例では、公文書公開請求があったときは公開請求に係る公文書に個人に関する情報や公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開とし、公開請求者に対し当該公文書を公開しなければならないこととなっております。

市教育委員会といたしましては、富山市情報公開条例の規定を踏まえて非公開箇所について判断したところであり、改めて個人名をアルファベットに置き換えて記載内容をすべて公開することは考えておりません。

③日本共産党 赤星 ゆかり 議員（12月11日）

（問）調査組織による「調査報告書」について、事情を知っている可能性のある生徒から直接の聴き取り調査の協力が得られていなかったり、SNSによる投稿者の特定を行っていない。また、「重大事態」見過ごしの原因究明をしていないなど、調査は極めて不十分ではないのか。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

（答）調査組織は、いじめ防止対策推進法第28条第1項に示されておりますように当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うことを目的とした組織であります。

また、調査組織による聴き取り調査に関しましては、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」においていじめが背景にあると疑われる自殺等である場合、

「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」に沿って行うことと示されております。

この指針においては「調査実施にあたっては、調査への参加を無理強いせず、子供や保護者の意思を尊重することが必要である」と示されていることから、当該調査への応諾は任意であるとされております。また、SNSによる投稿者の特定に関しましては、法第19条第3項において、発信者情報の開示請求は被害児童生徒又はその保護者が必要に応じ法務局又は地方法務局の協力を求めることができるとされております。

以上のことから、市教育委員会といたしましては、調査組織におかれては法の規定をはじめ、国のガイドライン等に沿って調査・審議が行われたと認識しております。

(問) 中学1年生時に受けたいじめについて「過去のこととして、一定程度の整理ができていた」としていることについて、何をもってそのような判断をしたのか。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 調査報告書によれば、中学校1年生の時に受けていたいじめについて関係書類や関係者からの聴き取り、アンケート調査をもとに、

- ・当該生徒が亡くなった時点において、当該生徒がいじめを受けた時期から約1年11か月が経過していること
 - ・当該生徒は当該生徒の保護者とともに本件中学校にいじめを訴え、中学校から謝罪を受けており、その後はいじめに関して話題に出すことはなくなったこと
- 等の事情を踏まえ、「過去のこととして一定程度の整理ができていたものと考えられる」とされております。

(3) コロナ禍後の学校運営について

①富山市議会自由民主党 金谷 幸則 議員(12月5日)

(問) コロナ禍後の学校運営の変化について、教育活動と働き方改革の観点から問う。

<学校教育課：教育長答弁>

(答) 本年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことにより、市内小・中学校におきましても複数の対策を緩和し、コロナ禍での経験を踏まえた新たな学校運営が進められています。

まず、教育活動に関する変化としましては、

- ・コロナ禍において対面や人とのかかわり合いながら学ぶ教育活動の意義と重要性が再認識され、制限されていた交流活動や外部講師を招いた特別授業等、子どもの学びを充実させるための活動が重点的に行われていること
 - ・対面による教育活動と合わせ、コロナ禍を契機に整備が加速された一人1台端末や大型モニター等のICT機器を有効活用したことにより個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実が図られ、児童生徒の主体的な学びが推進されていること
- また、働き方改革の観点では、
- ・学校行事個々の意義を見極め、行事の精選と内容及び実施方法の見直しを行ったことにより、内容を充実させながらも準備・運営に係る業務の効率化と時間の縮減が図られていること
 - ・オンラインやオンデマンドによる研修等の実施により会場までの移動時間が削減されたり、受講期間が柔軟に選択できるようになったこと

などが挙げられます。

(4) 教職員の多忙化解消について

①富山市議会自由民主党 金谷 幸則 議員（12月5日）

(問) 教員の多忙化解消に対する、外部人材を活用した取組みの現状と今後の増員について問う。

<学校教育課：教育長答弁>

(答) 本市におきましては、教育活動のほか、学校業務の支援や補助を行う外部人材として、まず、学習面では、

- ・児童生徒が図書に親しみ、図書を学習に積極的に活用できるよう環境整備や本の紹介などを行う学校司書
- ・理科の観察及び実験の準備や片付けなどを行う観察実験アシスタント
- ・外国語活動や英語の授業等で教員と一緒に指導する外国語指導助手

また、生徒指導面においては、心理・福祉の専門家として児童生徒、保護者、教職員へ助言、援助を行うスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、さらには、部活動における専門的な技術指導を行う部活動指導員やスポーツエキスパートのほか、教職員の業務全般をサポートする教員業務支援員、いわゆるスクール・サポート・スタッフなどを配置しております。

これらの外部人材を配置することによって教員にとって本来の業務に当たる時間が確保されるとともに、専門性のあるスタッフと連携協力することで教員の精神的な負担の軽減にもつながっており、市教育委員会といたしましては、学校の実情を見ながら必要に応じて今後の増員について検討してまいりたいと考えております。

②立憲民主市民の会 東 篤 議員（12月8日）

(問) 本市の小・中学校教職員の1か月あたりの時間外在校等時間について、令和4年度と令和5年度の10月までの平均値を問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 令和4年度の教職員一人当たりの1か月の時間外在校等時間の平均については、

- ・小学校は38時間42分、
- ・中学校は46時間16分

であります。

また、令和5年度に関しましては、10月末までの平均については、

- ・小学校は38時間40分、
- ・中学校は45時間27分

であります。

(問) 本市の小・中学校教職員の1か月あたりの時間外在校等時間について、令和4年度と令和5年度10月までにおいて、それぞれの年度で平均が45時間を超えている教職員が一番多かった月の人数と割合を問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 令和4年度における本市の小・中学校教職員の1か月あたりの時間外在校等時間につ

いて、平均が45時間を超えている教職員が一番多かった月の人数と割合は、

- ・小学校では4月の861人で64.0%
- ・中学校でも4月の515人で71.5%

となっております。

同様に令和5年度におきましては、10月までのデータとして

- ・小学校では6月の773人で58.1%
- ・中学校では4月の496人で69.7%

となっております。

(問) 時間外在校等時間の増減の理由と、縮減に向けてこの1年でどのような取組みをしてきたのか。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 令和5年度10月までの教職員一人当たりの1か月の時間外在校等時間の平均については、小学校は38時間40分で、令和4年度の同期間と比較して1時間14分の縮減、中学校は45時間27分で、令和4年度の同期間と比較して2時間49分の縮減となっております。

時間外在校等時間の縮減の理由として、まず、学校に関するものとしましては、

- ・定時退勤を促すためのリフレッシュデーの定着
- ・学校行事の精選や校時表の見直し
- ・コロナ禍を経て、「やめる」「減らす」「変える」の視点による業務改善
- ・教職員のタイムマネジメント意識の向上

などが挙げられます。

また、市教育委員会に関するものとしましては、

- ・欠席など、保護者との連絡の効率化を図る電子端末用アプリの導入
- ・終礼などに参集せずに端末を活用して情報を共有できる電子システムの導入
- ・部活動指導員、教員業務支援員等の配置による人的支援

等、双方が様々な取組みを積極的に進めてきたことの結果ととらえております。

(問) 標準授業時数の1,015時間を大幅に上回る1,086時間以上の学年がある小・中学校は、令和4年度実績でそれぞれ何校あるのか。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 令和4年度の実績におきまして、議員お尋ねの年間授業時数が1,086単位時間以上の学年があった小学校は、64校1分校のうち32校、中学校25校1分校のうち6校であります。

(問) 標準授業時数を大幅に上回っている学校は見直すことが必要だと考えるが、市教育委員会が令和5年度に行った取組みと、今後行う取組みについて問う。

<学校教育課：教育長答弁>

(答) 本年9月8日付の文部科学省の通知では、令和5年度当初において標準授業時数である1,015単位時間を大幅に上回る年間1,086単位時間以上の教育課程を編成していた学校は、令和6年度以降の教育課程編成において見直すことを前提に点検を行

い、指導体制や教育課程の編成の工夫・改善等により指導体制に見合った計画とすることを求めています。

これを受け、10月に開催しました定例校園長会におきましては、当該通知の内容を伝え、今年度の教育課程においても同様に、年度の途中からであっても改善できるところについてはすぐに進めるよう指示したところであります。

今後の取組みにつきましては、これまでと同様に今年度末に全小・中学校を対象に実施授業時数や教育課程実施上の工夫点、改善点の報告を求めるとともに、好事例を伝えていくことで各学校の改善の一助にしたいと考えております。

また、標準授業時数を大幅に上回った学校に対しては、その実情を聞き取った上で、改善への助言等を行う予定としております。

(問) 就学時の健康診断について各学校で学校医との調整等を行っているものを、学校医との調整は市教育委員会がまとめて行う、あるいは(健康診断を)市内7つのブロックごとに行うことで学校の負担を軽減することができるかと考えるが、見解を問う。

＜学校保健課：事務局長答弁＞

(答) 就学時健康診断の実施にあたっては、各学校は内科、眼科、耳鼻科の学校医及び学校歯科医との日程調整、会場設営等を担当し、市教育委員会は実施要項の作成、対象者への案内等を担当しております。

ご提案の学校医との調整等については、現在学校と学校医等との2者間で授業や行事等を考慮し日程調整を行っておりますが、市教育委員会がまとめて調整を行う場合、学校とは行事の調整を、また、学校医とは予定等の確認作業が必要となり、3者間での調整ではこれまで以上に煩雑となることが予想されます。

また、就学時健康診断をブロックごとに実施する場合には、担当校を持ち回りとすることで学校毎での調整・実施業務を毎年行う必要がなくなり、担当しない学校においては教職員の負担軽減が考えられる一方で、担当する学校においてはこれまで以上に調整・実施業務が増加し、教職員の負担が増えることが懸念されます。

なお、就学時健康診断は各学校で実施することにより、入学予定の子どもとその保護者にとっては入学前に学校の雰囲気を感じとることができ、また、教職員にとっても子どもたちの様子を把握できる機会でもあり、さらには学校が保護者を対象に教育方針等を説明する貴重な機会ともなっています。

このことから、就学時健康診断については、現状どおり各学校で学校医との調整等を行い実施する従来の形態が望ましいと考えております。

(5) 就学援助制度について

①富山市議会自由民主党 金谷 幸則 議員(12月5日)

(問) 現在の支援内容と利用状況について問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 本市では、経済的な理由により就学が困難な状況にある児童・生徒の保護者に対し学用品費や学校給食費、修学旅行費など、就学に必要な費用の一部を援助しております。

令和4年度において援助対象者として認定を受けた人数は、いずれも延べで小学校では1,359人、中学校では842人となっており、近年はほぼ横ばいで推移しており

ます。

(問) 利用しやすい手続きとして電子申請のシステムが必要と考えるが見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 本市では就学援助の希望があった場合、援助要件となっている世帯の状況や総所得額を把握するため、申請書に加え住民票や所得に関する証明書などの提出を求めています。

お尋ねの就学援助制度の電子化につきましては、所得等に関する住民情報とのシステム連携において課題があるものと考えており、市教育委員会といたしましては、今後、他都市の状況を調査・研究してまいりたいと考えております。

(6) コミュニティ・スクールについて

①富山市議会自由民主党 金谷 幸則 議員(12月5日)

(問) 現在の取組みの成果と課題について問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 本市では、保護者や地域住民、各種団体代表等が委員を務める学校運営協議会を全ての小・中学校において設置し、「地域とともにある学校づくり」への転換を図るコミュニティ・スクールとして各種の活動に取り組んでおります。

各学校から報告を受けている活動成果としましては、

- ・年度当初に校長が教育目標や学校運営方針等について説明し、学校運営協議会から様々な視点においてアイデアやアドバイスをいただくことで、地域と共に取り組む課題が明確になるとともに、その解決に向けた取組みが具現化され、学校運営の活性化につながっている
- ・以前から行っている地域学習や米づくり、昔の遊び等の学習に加え、家庭科でのミシンの使い方や調理実習、習字の学習においてゲストティーチャーとして地域の方々からの協力を得ることにより教育活動の充実が図られていることなどが挙げられます。

一方で、更なるコミュニティ・スクールの活性化のためには、地域と学校をつなぐ役割を担う人材を発掘していくことが課題となっており、その解決に向けて引き続き保護者や地域の方等との情報交換を行ってまいりたいと考えております。

(問) さらなる地域人材活用の促進には地域コーディネーターの存在が必要と考えるが見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 先程も申し上げましたとおり、コミュニティ・スクールとしての機能を高めるためには、地域のことをよく知り、学校と地域をつなぐ、いわゆる地域コーディネーターの存在が必要であると考えております。

地域コーディネーターが学校運営協議会に委員として参画し、地域の人材や活動などの連絡・調整を担うことで学校と地域が目標やビジョンを共有でき、地域住民や保護者の理解と協力を基盤とした風通しのよい学校づくりにつながるものと考えております。

このような役割を果たす地域コーディネーターには、

- ・地域の人、もの、ことに見識をもち、地域の人との関わりが保てること
- ・学校教育について一定程度の見識をもっていること
- ・地域や学校に貢献したいという思いをもっていること

などの資質・能力が必要となるものと考えられ、市教育委員会といたしましては地域コーディネーターが活躍しているコミュニティ・スクールの事例を収集するとともに、その情報を各学校に提供するなど、学校が地域コーディネーターとして有能な人材を発掘できるよう支援してまいりたいと考えております。

(7) イエナプラン的教育について

①富山市議会自由民主党 金谷 幸則 議員（12月5日）

(問) 全市的な展開に向けた現在の取組みと成果について問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) イエナプラン的教育の推進に関する今年度の取組みといたしましては、校内研修の中核を担う各学校の教員を対象とした悉皆研修を2回開催し、イエナプラン教育の理念やエッセンスを学ぶとともに各学校で行っている日々の授業にどのように活かしていくことが可能か意見交換等を行いました。

また、「イエナプラン的教育推進モデル校」に指定した池多小学校と福沢小学校において公開授業とワークショップを実施し、イエナプラン的教育をイメージした授業へと、どのように改善していくのかを実践的に学ぶ教員研修も開催しました。

これらの取組みの成果といたしまして、

- ・子ども自らが学習計画を立て、主体的に学びを進める授業の増加
- ・各学校の研修主任が中心となってイエナプラン教育の理念やエッセンスについて学ぶ校内研修の増加

などが見られるようになってきております。

今年度は、令和6年1月に学校関係者や保護者に加え、広く市民を対象とする教育フォーラムの開催も予定しており、市教育委員会といたしましては、こうした機会も活かしながらイエナプラン的教育の全市的な理解と学校現場への展開に取り組んでまいりたいと考えております。

(問) オランダ視察の成果と、その成果を今後の取組みにどのように生かしていくのか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 市教育委員会では、本年10月にオランダのイエナプラン教育を実践している学校を訪問し、

- ・下級生、上級生問わず、一週間の学習のスケジュールを子ども自身が決めるとともに、学び方や学ぶ場所も自ら選択し、一人で、あるいは仲間や担任とかかわり合いながら主体的に学習に取り組む姿
- ・週末に家族も招いて、全校児童が「ファミリーグループ」とよばれる異年齢集団ごとに1週間の学習成果を発表する会が催され、その会の計画や準備、進行等も全て子どもたちが行い、教員や仲間と共に温かい雰囲気の中で異なる考えであっても互いを認め合っている姿
- ・上級生が下級生を見守り支えたり、下級生が上級生から相手を思いやることや社会性

を学んだりする姿

など、自由にのびのびと学ぶ子どもの表情や振舞いを観察したり、子どもを中心とした学校運営の実状について視察してまいりました。

また、イエナプランスクールで勤務する教員を養成する研修所の方からイエナプラン教育の理念について説明をいただき、子どもの探究心や好奇心から出てきた問いを教員自身も興味をもって子どもと共に探究していく姿勢をもつことや、学校は社会の縮図であり、社会で生きていくために必要なことを学校で学ぶという視点が重要であること、イエナプラン教育が目指す人づくりに向けた教育課程の仕組み等について学ぶことができました。

市教育委員会といたしましては、今回のオランダ視察における貴重な体験や学びを、研修会をとおして本市の小・中学校に伝えるとともに、令和6年1月に開催する教育フォーラムにおきましてもオランダ視察の内容を市民に紹介し、本市が目指す「主体性のある子どもの育成」にとって資するところが多い、イエナプラン教育の理解の醸成を図ってまいりたいと考えております。

(問) 特色ある学校づくりにも生かせると考えるが、見解を問う。

<学校教育課：教育長答弁>

(答) イエナプラン教育では人間一人一人がかげがえのない価値をもった存在であることを出発点にしており、このような視点を学校、保護者、地域が共有し学校運営に反映することによって、その学校自体の特色が自ずと現れてくるものと考えております。

先ほど申しあげましたオランダでは3つの学校を視察しましたが、同じイエナプランスクールでありながらも個々の子どもの意欲や関心に応じて学習内容を決めていることなどから、学校の特色はそれぞれで異なっている状況が見られました。

市教育委員会といたしましては、子ども一人一人の個性や成長を大切にすることを学校現場で進めていけるよう、視察から得られた知見や情報の提供等を行い、引き続き各学校を支援してまいりたいと考えております。

(8) 中学校の「命の授業」について

①立憲民主市民の会 村石 篤 議員(12月6日)

(問) 令和3年度以降、本市の中学校において、講演家、腰塚勇人氏による「命の授業」が開催された学校数と受講した生徒の主な感想について問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 議員お尋ねの講演家、腰塚勇人氏による「命の授業」を令和3年度から令和5年度までの3年間で実施した中学校は、

令和3年度は、全26校1分校中 0校

令和4年度は、全25校1分校中 1校

令和5年度は、全25校1分校中 今後実施する1校を含み、5校

といった状況となっております。

また、腰塚氏の「命の授業」を実施した本市の中学校では、生徒から「命には自分を大切に生きていくことと、周りの人を支えることの二つの役割があることを学んだ」、「困難に対して諦めたり逃げたりするのではなく、人の助けを借りてでも前向きに生きていけ

るようになりたい」などの感想があったと聞いております。

(問) 「命の授業」を受講することは、いじめや自殺の未然防止につながると考えるが、見解を問う。

<学校教育課：教育長答弁>

(答) 本市では、全ての学校において各教科や道徳、特別活動等、全教育活動を通して自他の命の尊さや今後の生き方について考える指導を行っております。また、命の大切さをより強く子どもたちに伝えるため、助産師等から命の尊さについて学ぶ「いのちの授業」等、多様な体験活動等を取り入れて指導に当たっている学校もあります。

先ほど申し上げたように腰塚氏の「命の授業」を受けた生徒の感想の中に自分の生き方や命の尊さに触れるものが多く見られることから、市教育委員会といたしましては、腰塚氏の講演に限らずこれまで行ってきた「いのちの授業」は、いじめや自殺の未然防止への取組みの一助となるものと考えております。

(9) 本市の中学校におけるNIEの取組について

①立憲民主市民の会 村石 篤 議員(12月6日)

(問) 令和3年度以降、新聞記者等を招聘し新聞の基礎知識や読み方等に関する出前授業を行った、また、これから行う予定の学校は何校か。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 市教育委員会が実施している事業ではなく、また学校に報告を求める対象としていないため、実施数の把握はしていないところであります。

(問) 出前授業の実施により、どのような効果があったのか。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 先程と同様に市教育委員会が実施してはおりませんので、効果につきましても把握はしていないところであります。

(10) 富山市の文化財行政と「ひとつくり」について

①富山市議会自由民主党 舎川 智也 議員(12月6日)

(問) 市内にある市指定文化財や、国や県指定の文化財の状況について問う。

<生涯学習課：事務局長答弁>

(答) 本年11月末現在で市内に所在する指定文化財は、国指定が「浮田家住宅」や「越中の稚児舞」など28件、県指定が「八尾町祭礼曳山」や「猪谷関跡(せきあと)」など48件、市指定が「千歳御門(ちとせごもん)」や「竹島家住宅」など149件のあわせて225件となっております。

(問) 市内にある文化財はこれまでどのように活用されてきたのか。

<生涯学習課：事務局長答弁>

(答) 本市が所有する文化財につきましては、国指定の「旧森家住宅」や「安田城跡(じょうあと)」などの建造物や史跡を一般公開するほか、同じく国指定の有形民俗文化財「富山の売薬用具」や市指定の「有峰狒犬」などを博物館施設で展示し富山の歴史を広く紹介す

るなど、教育や観光振興に資する活用を行っております。

また、国登録の「旧馬場家住宅」においてはその一部を民間事業者が借上げて店舗として活用されており、観光客等の滞在時間を延ばし、まちの賑わいづくりにつながっているものと考えております。

このほか、民間所有の文化財につきましても、例えば寺院において仏像や掛軸といった「美術工芸品」を定期的に一般公開している事例があります。

また、無形民俗文化財である地域の民俗芸能を県内外のイベントで披露し、多くの方にその価値や特色、歴史や文化を伝えることで地域の活性化や魅力の創出につながっている事例があります。

(問) 埋蔵文化財はどのようなプロセスを経て保存されるのか。

＜埋蔵文化財センター：事務局長答弁＞

(答) 埋蔵文化財を包蔵する土地で工事が行われる際、文化財保護法に基づき埋蔵文化財が破壊される部分などについて文化財の記録を作成し、それを保存する、いわゆる「記録保存」を目的とした発掘調査を行うことになっております。

発掘調査を進めていく中においては、本市の歴史を理解するために欠くことのできない学術上価値があると考えられる重要な遺跡が発見されることがあります。

このような時には、市の文化財調査審議会委員などの専門家による客観的な評価を行い、事業者や土地所有者から遺跡を残すことについてのご理解を得た上で市として保存する場合があります。

(問) 出土品の帰属先について問う。

＜埋蔵文化財センター：事務局長答弁＞

(答) 市内での発掘調査等による出土品は、文化財保護法に基づき市教育委員会が文化財として認定し、いったんは富山県の帰属となります。

この後、当該の文化財について富山県教育委員会へ譲与申請を行うことで市教育委員会の帰属となります。

(問) 都道府県や市町村独自の判断による指定はどのようにされるのか。

＜生涯学習課：事務局長答弁＞

(答) 本市の文化財指定につきましては、市教育委員会が富山市文化財保護条例に基づいて、国指定または県指定の文化財以外で市にとって重要なものをあらかじめ有識者からなる文化財調査審議会に諮問し、審議会の調査審議及び答申を受けて指定しております。

また、富山県においても富山県文化財保護条例に基づき同様の手続きによって指定を行っていると同っております。

(問) 出土した地区の小・中学校や公民館で出土品を管理・活用することを検討できないか。

＜埋蔵文化財センター：事務局長答弁＞

(答) 出土した地区の小・中学校や公民館において出土品を管理し、それを展示等に活用することは、身近な地域の歴史に触れ郷土愛を育むことにつながるものと考えられます。

しかしながら、小・中学校などで出土品を管理することは破損等に対する管理上の責任

が生じることや、展示する場合には出土品についてある程度の知識を持った職員の配置が必要なこと、収蔵スペースの確保が必要なことなどの課題があるため、現状では難しいものと考えております。

市教育委員会では、これまでも地域の依頼に応じて、小・中学校においては地元の遺跡の解説会や出土品に触れる体験授業を実施し、また、公民館では地域行事にあわせて講演や展示を行う中で出土品を活用しており、今後もこのような依頼があった際には現地において随時対応してまいりたいと考えております。

(問) 無形民俗文化財の保護や継承に対する支援について問う。

＜生涯学習課：事務局長答弁＞

(答) 地域の人々によって大切に引き継がれてきた祭りなどの伝統行事や獅子舞などの民俗芸能といった無形民俗文化財に対しては、本市をはじめ各種助成団体による支援が行われております。

まず、本市における支援については、原則、国、県、市すべての指定文化財を対象としており、用具の修理や行事等の継承に関する事業、記録作成事業などへの補助を行っているところであります。

また、国や民間助成団体においては、未指定文化財を含む幅広い民俗芸能について活動に必要な用具の整備や後継者養成事業などに対し支援が行われており、本市では公民館等を通じてこれらの周知を行っているところであります。

(問) 市立図書館が収蔵している特別コレクションの概要について教育長に問う。

＜図書館：教育長答弁＞

(答) 図書館本館では、国文学者・国語学者で富山市名誉市民でもある山田孝雄(よしお)氏、昭和期の小説家で芥川賞の候補にもなった岩倉政治(まさじ)氏、大正期に10代で単身渡米し、帰国後「週刊朝日」の編集担当や郷土研究雑誌「高志人(こしびと)」を創刊した翁久允(おきなきゅういん)氏の以上3名の本市にゆかりのある方々が所蔵されていた図書や資料をそれぞれの文庫として分類し、本館5階の特別コレクション室で保存、公開しているところであります。

これらの貴重な資料はご本人やご遺族から寄贈を受けたものでありますが、その内訳を申し上げますと、

- ・山田氏に関するものとしましては、方丈記などの古写本(こしゃほん)をはじめ、連歌(れんが)や俳諧などの和書(わしょ)約6,600点を含む約18,000点
- ・岩倉氏に関するものとしましては、ご本人の著作約2,000点のほか、自筆の原稿や収集されていた絵画など約4,300点
- ・翁氏に関するものとしましては、郷土資料や歴史書・文学書など約2,700点となっております。

これらにつきましては、常時、特別コレクション室前でそれぞれの文庫の特色を生かした展示を行うとともに、研究者によるセミナーなどの開催を通じて、お三方に関する紹介を行っております。

また、特別コレクション室には資料の調査・閲覧のため年間を通して国内外の研究者が訪れ、その調査結果は専門の図書や論文にも掲載されているほか、一部のコレクション

資料は県内外の博物館等へ貸出を行うなど、市図書館以外においても活用しているところ
であります。

(問) 特別コレクションの価値について政策監に問う。

<図書館：政策監答弁>

(答) 個人的な感想の域をでませんが、いまほど教育長から説明がありましたように、本市ゆ
かりの3人の偉大な文学者や研究者の貴重なコレクションが市図書館に収蔵されてお
りまことは市民、県民にとってかけがえのない財産であると考えております。そのなかには、
文豪、森鷗外や谷崎潤一郎などからの直筆の書簡をはじめ、文学史の上でも極めて重要で
資料価値が高いものが含まれております。

先月、たまたま日本芸術院会員の歌人の方をこの特別コレクション室にご案内する機会
がございました。その方は山田孝雄氏が確立した山田文法を高く評価されておられますが、
開口一番、「こんな貴重な文献や資料は、国立国会図書館にも全ては揃っていないのでは
ないかと思う」と大変驚かれ、「関連イベント等を開催するなどして、もっとPRすべき
である」とおっしゃっておられました。

また、折しも今年には翁久允氏の没後50年にあたることから、先日、その功績がテレビ
番組で紹介されたところであり、さらに、今月から始まる県の高志の国文学館の企画展に
おいても市図書館からコレクション資料を出展しているところでもあります。

収蔵資料は多くの方に利用されることでより輝きを増すものであり、今後とも様々な機
会をとらえて、より多くの市民の皆様、とりわけ次代を担う子どもたちに先人の功績やこ
ういった貴重なコレクションを広く紹介していくことが肝要であると考えております。

(問) 市内の小・中学校の行事として、歴史を感じられる市内文化施設への訪問状況について
問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 市内小・中学校の市内文化施設への訪問につきましては、各学年の発達段階と学習内容
を考慮して身近な地域から市内全般へと対象を広げながら実施しております。

具体的な実施状況としましては、まず、小学校低学年では身近な地域を探検する活動と
して各校区に古くから残る寺社等の建物や史跡への訪問を行っております。

また、中学年では市の様子や伝統、文化等を学習するため、民俗民芸村や八尾おわら資
料館、八尾曳山展示館等の見学を行っております。

さらに、高学年では歴史学習として郷土博物館や旧森家住宅、旧馬場家住宅等の見学を
行っております。

一方、中学校では特別活動において郷土の伝統文化、歴史についての理解を深めるため
に民俗民芸村や城址公園、郷土博物館等を班別活動で訪問するなど、文化財指定の有無に
かわかわらず多くの学校が市内文化施設を利用した学習活動を実施しております。

(問) 今後、正式な指定に向けて検討している文化財はあるのか。

<生涯学習課：事務局長答弁>

(答) 現在、指定に向けて手続きを進めている文化財はありませんが、市教育委員会では今年
度から「富山市文化財保存活用地域計画」を策定しているところであり、本計画では本市
に所在する文化財を指定・未指定問わず幅広く抽出した文化財リストを作成する予定であ

ります。

このリストのなかに指定の要件を満たす文化財があれば、指定に向けて検討してまいりたいと考えております。

(問) 小・中学校での文化教育の推進について、教育長の見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 学習指導要領における地域の伝統や文化にかかわる内容としては、

- ・小学校社会科では、地域の伝統と文化や地域の発展に尽くした先人の働きなどについて理解すること
- ・総合的な学習の時間では、地域の人々の暮らし、伝統と文化など、地域や学校の特徴に応じて課題を設定して探究すること
- ・小学校道徳科では、我が国や郷土の伝統と文化を大切にし、先人の努力を知り、国や郷土を愛する心をもつ、また中学校道徳科では、地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、進んで郷土の発展に努めること

などが示されております。

各学校におきましては、

- ・社会科の歴史分野の学習において、郷土博物館や旧森家住宅、旧馬場家住宅、北代縄文広場等を見学し、郷土の先人の働きや歴史文化の重みを体感する
- ・総合的な学習の時間において、地域の伝統文化についての学習課題を解決するため、郷土博物館で調査したり、フィールドワークや出前授業で学ぶ
- ・道徳科において、「住むまちをほこりに思う心」や「郷土の魅力にふれて」などのテーマから地域の祭りや文化財に思いを寄せ、郷土のために自分ができることを考えるなどの活動を通して、児童生徒が自分の住んでいる地域に愛着をもち、地域の文化を大切にすることを育むように努めております。

また、市教育委員会では、市に古くから残る建物・行事・石碑等の文化財を写真や地図で分かりやすく紹介した社会科副読本「わたしたちの富山市」を作成し、各学校に配付しているところであり、引き続き地域への誇りや郷土愛を育む教育活動を支援する取組みを行ってまいりたいと考えております。

(問) 郷土富山を愛する「ひとづくり」について、市長の見解を問う。

＜生涯学習課：市長答弁＞

(答) 議員お尋ねの「郷土富山を愛する「ひとづくり」」に関しては、私も「幸せ日本一とやま」実現のための最重要政策テーマ「育む未来！～生き生きひとづくり日本一とやま」のなかで「故郷とやまを愛し、高い道徳心と創造性に富んだ逞(たくま)しいひとづくり」を掲げているところであります。

また、富山に帰りたい、住み続けたいという気持ちには郷土に対する親しみや愛着が大きく影響するものと考えており、総合計画において本市が「暮らしたいまち」、「訪れたいまち」として誰からも「選ばれるまち」となるために多くの市民が本市への愛着や誇りを抱き、このまちをより良くしたいという気持ち、すなわちシビックプライドの醸成を施策の一つに挙げております。

このシビックプライドの醸成のためには自らが暮らす地域の歴史や伝統を学ぶことが大

切であり、議員ご指摘の文化財を通して富山の魅力ある歴史や文化を発信することも必要な取組みの一つであると考えております。

そうしたことから、教育委員会では従来の文化財保護事業に加え、先ほどの答弁にもありましたとおり、現在、「富山市文化財保存活用地域計画」を策定しているところであります。

本計画においては市内文化財の総合的・一体的な保存と活用に向けての方針を示すとともに、地域特有の歴史ストーリーを掘り起こし、本市の歴史や文化の発信につながる取組みが検討されると聞いております。

今後とも、未来の富山市を担う大切な子どもたちがふるさとを愛する心、人を愛する心、思いやりの心をもった、心豊かで逞(たくま)しい大人へと成長していけるよう、市教育委員会とともに各種施策の推進に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

(11) 部活動の地域移行について

①自由民主党 柞山 数男 議員（12月8日）

(問) 実証事業の拠点校における成果と課題を問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 今年度の地域部活動推進事業につきましては、堀川中学校と和合中学校が運動部、奥田中学校が文化部における拠点校として実証事業に取り組んでおります。

これら拠点校におきましては、コーディネーターが中心となって生徒の充実した活動を目指し指導者の発掘や活動場所の確保を行うほか、指導方針や練習内容について地域クラブと学校間との連絡・調整を行っております。

現時点での成果につきましては、

- ・大学生の活用やオンラインによるレッスンの導入、地区の体育協会との連携による幹旋等、指導者を確保する方法について新たな気付きができたこと
- ・練習試合や合同練習の機会を積極的に設定することで複数のチームが1カ所で活動でき、活動場所の確保が容易となること
- ・文化部が地域主催の行事に参加することで地域の人々からの部活動への理解が高まり、活動をサポートする気運につながること

などが報告されております。

一方、課題につきましては、

- ・文化部活動においては音楽室等の校舎内での活動が多くなるため、休日の開錠や施錠、楽器等の運搬や使用等の施設・設備管理に教員の関与が必要になること
- ・施設使用料や遠征費等、保護者の経済的負担が大きくなること

など、昨年度の実践研究で明らかとなった課題と概ね同様であり、課題の解決に向けた方策が早急には見出せないことから、対応の検討を継続してまいりたいと考えております。

(問) 目指すべき地域移行の在り方について問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 休日の学校部活動につきましては、令和5年9月定例会において公明党会派の松尾茂議員のご質問で答弁いたしましたとおり、市教育委員会といたしましては指導や活動場所の確保等に教員が関わることなく地域の管理・責任のもと運営される、いわゆる学校教育と

切り離した活動を目指しております。

そのため、今年度、市長部局や市中学校長会、市PTA連絡協議会等で構成する「休日の部活動の地域移行に係る協議会」を設置し、

- ・市内中学校と各競技団体に対して地域移行に係るニーズや課題を把握する調査を行い、施策の検討と実施に伴う学校や市教育委員会、市長部局や関係団体等の役割分担
- ・実証事業の成果と課題について情報共有を行い、指導者の確保や活動場所の確保等に必要となる条件整理
- ・地域移行に伴う指導者への謝金や施設使用料、消耗品等の経費負担などに関して協議し、目指すべき地域移行の在り方について検証を進めているところであります。

(問) 総合型地域スポーツクラブや体育協会との連携の可能性について問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 生徒が将来にわたり多様なスポーツを主体的・継続的に親しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブ並びに各地域の体育協会におかれては地域の貴重な受け皿となり、これまでの経験値を活かした指導者の発掘や活動場所の確保等で連携協力をいただくことが考えられます。

こうしたことから市教育委員会といたしましては、関係部局をはじめ地域の団体等と情報共有・協働しながら地域移行の体制整備に取り組んでまいりたいと考えております。

(問) 速星中学校において、ふちゅうスポーツクラブと連携しながら部活動の地域移行を実施すべきと考えるが、見解を問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 市教育委員会といたしましては、これまでも休日の部活動の地域移行が可能な部活動から、順次、地域移行に取り組んでいくよう各学校に促してまいりました。

お尋ねの速星中学校に関しましては、自校の施設に加え、婦中スポーツプラザや婦中体育館が隣接している環境にあります。

今年度の実証事業に取り組んでいる拠点校の中間報告からは、休日の学校施設の利用における開錠、施錠及び施設管理や指導者への謝金等の財源確保が依然として課題となっており、施設管理責任の明確化や受益者負担に対する保護者の理解が必要不可欠になってくるものと考えられます。

市教育委員会といたしましては、速星中学校の意向を踏まえつつ、ふちゅうスポーツクラブとの連携の可能性について検討してまいりたいと考えております。

富山市職員安全衛生管理規程の一部改正について

[教育総務課]

(1) 趣旨

労働安全衛生法に基づき、教育委員会事務局や小・中学校、幼稚園等の安全・衛生管理について規定している富山市職員安全衛生管理規程の一部改正を行うもの。

(2) 改正内容

令和5年12月1日から「富山市大久保認定こども園衛生委員会」を設置することとなったことに伴い一部改正するもの。

(3) 施行期日

令和5年12月1日

富山市訓令第8号

富山市消防局訓令第8号

富山市教育委員会訓令第5号

富山市選挙管理委員会訓令第1号

富山市監査委員訓令第1号

富山市農業委員会訓令第2号

富山市議会訓令第1号

富山市職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
。

令和5年11月30日

富山市長 藤井裕久

富山市消防局長 河部勝巳

富山市教育委員会教育長 宮口克志

富山市選挙管理委員会委員長 渡邊伸子

富山市代表監査委員 小沢伊弘

富山市農業委員会会長 才 木 隆 雄

富山市議会議長 金 厚 有 豊

富山市職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

富山市職員安全衛生管理規程（平成18年富山市訓令第9号・富山市消防局訓令第73号・富山市教育委員会訓令第5号・富山市選挙管理委員会訓令第3号・富山市監査委員訓令第1号・富山市農業委員会訓令第34号・富山市議会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「保健所」の次に「、富山市立大久保認定こども園」を加える。

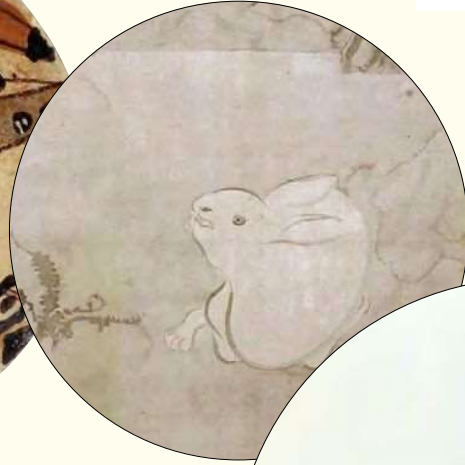
別表第4保健所の項の次に次のように加える。

富山市立大久保 認定こども園	富山市立大久保認定 こども園衛生委員会	8人以内	こども保育課
-------------------	------------------------	------	--------

附 則

この訓令は、令和5年12月1日から施行する。

その他 2 3



企画展

佐藤コレクション —佐藤助庵の蒐集・創作

2023 2024
12 / 9 sat → 2 / 18 sun

休館日	12/18 (月)、 12/28 (木) ~ 1/4 (木)、 2/13 (火)
開館時間	9:00 ~ 17:00 (入館受付は 16:30 まで)
観覧料	大人 210 円 高校生以下無料



富山市佐藤記念美術館

〒930-0081 富山市本丸1-33(富山城址公園内)
TEL. (076) 432-9031 FAX. (076) 432-9080



(左上 時計回り) ※いずれも部分 / 白地彩画鳥文鉢 イラン北中部 10 ~ 11 世紀 / 兔図 倭屋宗達 江戸時代 17 世紀 / 鉄線唐草蒔絵歌書筆筒 伝五十嵐道甫 / 南蛮図屏風 江戸時代 17 世紀 / 青軸黒花筋文両手付壺 イラン グルガン 12 ~ 13 世紀 / 白磁龍耳瓶 中国 7 ~ 8 世紀 /

企画展

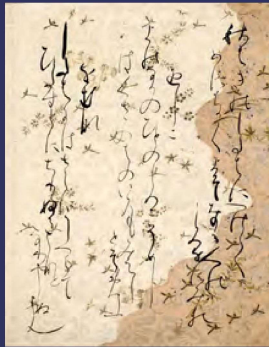
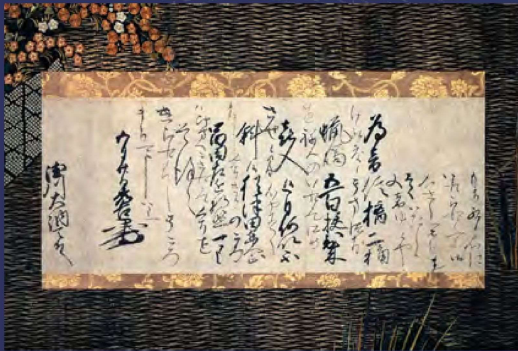
佐藤コレクション — 佐藤助庵の蒐集・創作

当館の所蔵品は、創設者である佐藤助九郎（1896～1979）の蒐集作品が中心となっております。

助九郎は、富山県砺波市の出身で家業の土木・建設業を継ぎ実業家としての才能を發揮するとともに、昭和14年からは貴族院議員をつとめ戦後も地方政財界の要として活躍します。

その一方、裏千家14代淡々斎から「宗越」の茶名をうけ、師と仰いだ松永耳庵からは、「助庵」の号をいただき茶の湯を楽しんだ数寄者でもありました。そして呉羽山山麓に「呉山窯」をおこして、自ら花入や茶碗などをつくり、茶陶を追求したのです。また助庵は、茶道具だけではなく中国・ペルシアなどの鑑賞陶器や近世・近代絵画といった美術品を幅広く蒐集しました。それらは、当館所蔵品の中心である佐藤コレクションを形成しているのです。

本展では、その幅広いコレクションとともに、自ら楽しんだ書画作陶もあわせて紹介します。作品を通して、佐藤助庵の人となりにふれていただく機会となれば幸いです。



(上段左から)
消息 徳川家康宛 豊田秀吉
石山切 貫之集下 藤原定信
古伊賀耳付花入
南蛮図屏風（部分） 江戸時代 17世紀

(下段左から)
瀬戸茶碗 銘 雄山 呉山窯 佐藤助九郎
古染付群牛水指 中国 明時代末期 17世紀
呉須赤絵人物文盤 漳州窯 中国 明時代末期 17世紀



2023 12 / 9 sat → 2024 2 / 18 sun

休館日 12/18 (月)、12/28 (木) ~ 1/4 (木)、2/13 (火)
開館時間 9:00 ~ 17:00 (入館受付は 16:30 まで)
観覧料 大人 210 円 高校生以下無料

◇学芸員による展示解説会

1月20日(土)・2月17日(土)
両日とも 14:00 ~
※申込不要、要観覧料

交通案内

富山駅下車 徒歩 10 分
市内電車「国際会議場前」下車 徒歩 3 分
地鉄バス「城址公園前」下車 徒歩 2 分
富山空港より連絡バスで 20 分
北陸自動車道富山 I.C. より車で 15 分
※駐車場はありません。
最寄りの駐車場は城址公園地下駐車場（有料）となります。

呈茶のご案内

茶室「助庵」にて季節のお菓子と薄茶をいただけます。
料金 一服 530 円
時間 9:00 ~ 16:00 (L.O.16:30)
休業日 美術館の休館日および
茶室「助庵」の貸席日



富山市佐藤記念美術館

〒930-0081 富山市本丸1-33(富山城址公園内)
TEL.(076)432-9031 FAX.(076)432-9080

AMAZING TOYAMA